



女性スペースを
守る法律を!

トランス女性
は「女性」ってほんと?

- 「性は多様」だが性別は2つ
- 先行した国はどうなってるの?
- 女子スポーツをつぶすな
- 女子トイレを守ろう
- 学校で危ない性教育!?
- 子どもへの医療的措置を止めよう
- LGBT活動家は当事者の代表ではない
- 性的少数者への差別や偏見をなくすために
- 今こそ、議論が必要です

女性スペースを守る諸団体と有志の連絡会

もくじ

はじめに・改訂版発刊にあたって	1
「性は多様」だが性別は2つ	2
先行した国はどうなってるの?	4
女子スポーツをつぶすな	5
女子トイレを守ろう	6
学校で危ない性教育! ?	8
子どもへの医療的措置を止めよう	10
LGBT活動家は当事者の代表ではない	11
性的少数者への差別や偏見をなくすために	12
今こそ議論が必要です	14
3つの法律案と説明	16
最高裁大法廷決定についての声明 2023年10月30日	29
諸団体の「女性スペースに関する法律」などを求めるメッセージ	37
あとがき	39

はじめに

この冊子は、2023年10月25日の最高裁決定を受けて、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(本書24ページ)を改正する論議が始まっており、また議論を深めていくため、その参考として急ぎ作ったものです。

女性スペースを守る諸団体と有志の連絡会では、陰茎のある人の女子トイレの利用が公認されることのないようにする「女性スペースに関する法律」と、公平性を維持するための「女子スポーツに関する法律」の成立があつてこそ、特例法の改正もやむなしと考えます。ただし特例法の要件として少なくとも陰茎を残したまま法的女性になれないことを明示すべきだと思えます。その内容と理由の概略は、この冊子の記事、法案説明に示され、詳細リンク先で紹介しております。

どうぞ、政府、各党、各国会議員の先生方はもちろん、広く国民におかれましては、民主主義の前提である「思想と情報の自由な市場」を確保しつつ、議論の材料として下さい。

改訂版発刊にあたって

はじめに、初版の発刊にあたり、様々な方からの多大なサポートがありましたこと、この場をお借りして深く御礼申し上げます。

本冊子は、初版の発刊直後からたくさんの反響をいただき、多くの皆さまからのご要望に答えるべく3日目には第2刷の発刊となりました。議員の方々からのご要望も相次ぎ、勉強会での活用などより広めていくため、このたび改訂版を発刊することとなりました。

第2版は、「女性スペースに関する法律案」と「女子スポーツに関する法律案」における「女性」の定義について、性分化疾患の方々からの意見書を受け、その一部を修正いたしました。

また、この二つの法律の制定こそが重要であるとして同日制定のための附則は削除しました。その他の項目についても、より分かりやすい表現にする修正を行っています。

本冊子がさらに多くの方の手に届き、勉強会や議論などに活用され、女性スペースを守るための国民的議論を醸成する一助となることを願います。

「性は多様」だが性別は2つ

最近、「性別は人それぞれ」と書いたり、「からだの性」をグラデーションで示している図を見たことがありませんか？それらは明らかに間違っています。**ホモサピエンスの性別は二つだけ**です。



「男」「女」だけじゃない 人それぞれの性別（セクシャリティ）
(LGBTについて)

大阪府 四條畷市

<https://www.city.shijonawate.lg.jp/soshiki/12/26555.html>



なお、性分化疾患により、出生時の性別判断が間違ってしまう場合もありますが、決して中間の性別ではなく、その身体は女か男です。言うなれば女と男の中の、生まれながらの身体の多様性です。現在では、半陰陽やインターセックスという表現は差別的なので使いません。

身体性別をグラデーションとしたり、「性別は男と女だけではない」とするのはとても危険です。「人それぞれ違うから」と言って男女の身体差すらも無視して「こころの性」こそが本当の性別だとし、社会制度そのものを変えようとしているのです。

好きになる相手の性別も、心の中で「自分は本当は違う性別なんだ」などと思うのも自由です。しかし、**身体の性別を無視してはなりません**。「性自認（こころの性）こそ性別である」という考えは、自然科学や身体の現実を無視しています。性自認至上主義と言うべきでしょう。

「出生時に割り当てられた性別」といった表現もよく見るようになりました。しかし、医師は生物学的性別を見定めているだけです。

「トランスジェンダー」の定義はあいまい。性同一性障害は**15.8%**

「トランスジェンダー」は、ジェンダーアイデンティティと身体の性別に食い違いがある人と言われています。しかし、国連の人権機関の定義では、単なる異性装の人も含まれますし、ドラッグクィーンのようなショーの間だけ女装して普段は男性として過ごしている方などまで含まれます。ジェンダーフルイドと呼ばれる、時々男、時々女という人も。

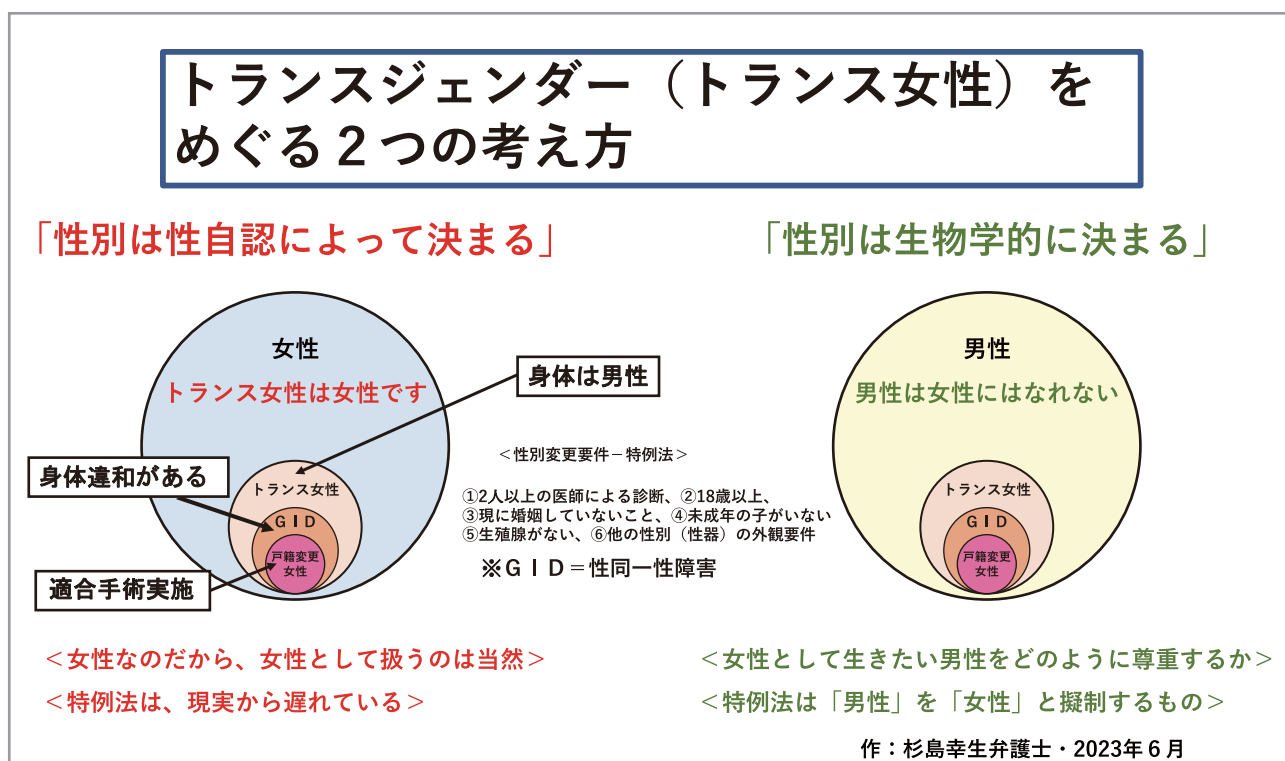
定義があいまいなんです。基本的には自称なのです。

さらに、「トランスジェンダー」とされる中の一部だけが、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に定める、身体違和がきつい「性同一性障害者」です。性別の認識に食い違いがある人の内の 15.8%とみられます（令和元年度厚生労働省委託事業 職場におけるダイバーシティ推進事業報告書の 105 ページ）。

一方で、トランスジェンダーの多くは移行する性別への適合手術（いわゆる性転換手術）までは望まず、ホルモン治療を全くしない人も多くいます。単純にまとめてしまっただけの議論は粗雑に過ぎます。

身体の性別をベースにして、「性は多様だが、性別は2つ」が、日本で国民間での合意にできるのではないのでしょうか。

また「性の多様性」もすべてを尊重することはできないでしょう。小児性愛はもちろん、多数間の性愛も憲法は2人の婚姻だけを認めているだけなので、制度上で尊重すべきなのか、丁寧な議論が必要です。



左の円は性自認至上主義の考え方を示している。身体的に男性であっても「性自認が女性なのだから『女性』として扱うのは当然」「特例法は現実から遅れている」という思考の流れとなる。

右の円は「性別は生物学的に決まる」考え方である。「男性は女性になれない」のだから「特例法は『男性』を『女性』とみなす」もので、そのうえで「女性として生きたい男性をどう尊重するか」と考える違いがある。

先行した国はどうなってるの？

事例1 【カナダ】女性用シェルターで起こった性的暴行事件

2022年8月、性犯罪歴がある身長187cm、体重100kg超の巨漢が「自分の性自認は女性だ」と主張し、女性専用シェルターに滞在。滞在3日目に他の女性利用者に性的暴行を行い逮捕された。



事例2 【アメリカ】未手術のトランス女性とのプール更衣室の共用を強制

2022年に女子水泳の大会で優勝した未手術のトランス女性、リア・トーマス選手の元チームメイトからの告発。大学からプールの更衣室を一緒に使用する事を指示され、男性器のある大柄な人物の前で水着を脱いで裸になる事を余儀なくされた。大学に苦情を申し立てると、トランスジェンダーへの理解が足りないとカウンセリングを勧められた。このような内容を被害者の女性が涙ながらに議会で訴えた。



同様のトラブル多発を受け、カンザス州では2023年4月に女性の権利法案が可決。これにより、男女別スペースの利用は生物学的性別に基づくように定められた。



事例3 【アメリカ】未手術のトランス女性の女湯利用を司法が認める

2023年6月にアメリカワシントン州で行われた裁判。女性専用韓国風スパ（日本の女湯と同じシステム）が、施設の利用者を生物学的女性と性別適合手術を受けたトランス女性だけに限定していたことが差別だと認定された事件。施設側は最高裁まで争う方針。



女子スポーツをつぶすな

女子スポーツに「性自認が女性」な男性が参加したらどうなるでしょう？

「**二流の男子選手が、女子で記録を破る。**」アメリカの大学競泳でのリア・トーマス選手のメダル独占は世界を驚かせました。男性として成長した肉体を使って、女子との間に公平な競技が成立すると考える方はまずいません。それほどに男性として形成された身体の「威力」は絶大なのです。

女子スポーツは、女性へのスポーツの普及という目的のため、男性競技とは区別して作られました。その女子スポーツで、「男性の身体にはどうやっても勝てない…」と競技生活を断念する女子選手が現れるのならば、「トランス女性」の「心の性別」を尊重する意味があるのでしょうか。「トランス女性」であっても、男子の側への参加は、けして拒まれるわけではないのです。

日本でも市民マラソンの女子部門にトランス女性が出場していることが2023年11月に判明しました。「トランス女性の多くは、自身を女性だと思っているので、男性としては出場したくない。女性として出ないでくれと言われるのは、マラソンをやめろと言われるのと同じこと。」と主張しています。海外の出来事ではなく、国内でも既に問題が存在しているのです。

「性自認による性別」の不公平には、すでに是正の動きが出ています。国際水連・国際陸連など国際的な競技団体は、2022年を境として「**少しでも男性の思春期を経過していれば、女子スポーツには参加できない**」という新しいルールに切り替えています。競技団体として不公平を見逃せないのです。

「公平さ」はさまざまなバランスに注意しつつ合意を築いていくことから生まれる「結果」です。イデオロギーによる「公平」は、現実を無視しているために、女子スポーツをつぶす結果にしかありません。




女子トイレを守ろう

女子トイレは女性にとって安心できるスペースです。男性が入ってこれない前提の女子トイレは、性暴力に遭うこともなく、男性の目も気にせず使えるものです。

トイレは昔、共同便所でした。今、女子トイレがあるのは、**女性が自分たちの権利として勝ち取ってきたものです。**

日本の学校で、女子トイレができたきっかけとなったのは、1954年の文京区小2 女児殺害事件です。当時は外部の人も小学校のトイレを使用できたのですが、20歳の男が使っていて、**小学2年生の女児を強姦し殺害**しました。この痛ましい事件がきっかけで、学校のトイレが男女別になったのです。

- 
- 1898：日本銀行に**婦人便所設置**
 - 1900：英国 「ようやく女子トイレが建設されたとき、**激怒した男性たちはそれを閉鎖しようと積極的に働いた**」「女性が公共のトイレを利用することは不適切だと考えられていた⇒女性は長い間、家から出てこなかった」
 - 1923：丸の内ビルディング「便所の巻：男子は男子用の便所に、**婦人は婦人用の便所に入る**こと」
 - 1947：十合道子：東工大には女子専用トイレがなく、男子が入ってくると出るに連れなくなるため、先生に頼み込み、トイレの1つに「**女子専用**」と張り紙して貰った。
 - 1947：労働省令第9号労働安全衛生規則 219条
「事業所には、左の各号を持って便所を設けなければならない」
「一、**男女用に区別し**、なるべく建物に間仕切りを設け、その出入り通路は別にすること」
 - 1948：早稲田大学高等師範部女子学生「とても困ったのは**女性専用のトイレがない**こと」
 - 1972：元衆議院議員 田中美智子「国会議員になったとき、国会に女性のトイレがなかった。それから四つぐらい女性のトイレができたけど、今はどうなっているかね」
「**他の党派の女性議員とも一緒に声をあげて、女性トイレを作らせました**」
紀平梯子：「国会議事堂に女性トイレはなかった」／弟子：「離れには婦人便所があった」
 - 1974：自衛官 竹本三保「トイレも男子用のみ。男性トイレにすたすたと入ると、中にいた**男性自衛官**達がぎよっとなるので逆に申し訳なかった」
 - 1987：野田聖子議員
「私が当選したころは男性トイレに仮設なので探すのも大変でした」「トイレがきちんとなくて突貫工事で男性トイレに**ベニヤの板で間仕切り**をして仮設女性トイレにしていた」
 - 1993：米国 R.B. ギンズバーグ最高裁判事 「私が最高裁判事に任命されたことを記念して、同僚たちは判事室に**男性用と同じ大きさの女性用トイレを設置**することを命じました」
 - 1995：ジャーナリスト 山田道子「内閣記者会が入る建物には女性専用トイレがなかった。地下1階のトイレ（洋式便器1個だけ）のドアの横に木札が掛けてあり、女性が入る時は木札の「女性使用中」と書いてある側を表にしたものだ」
 - 1999：国鉄/JR 「女性従業員用のトイレ、更衣室、宿泊施設がほとんど無かった。法改正を機にJR東日本の事業エリア内の**多くの現場に女性用設備をゼロから整備**し、女性社員を次々に配属」
 - 2011：美馬友子 勝浦町議員「初当選時は、休憩になると（女性トイレを目指して）1階まで走り降りていました」板野町は2013年、神山町は2014年、勝浦町は2016年、つるぎ町は2017年にそれぞれ改修されるまでは、議場のある階のトイレは男女共用だった。



最近の情勢はどうでしょう。「多様性を尊重しよう」という掛け声のもと、女性・女児の安全が軽視されてきています。

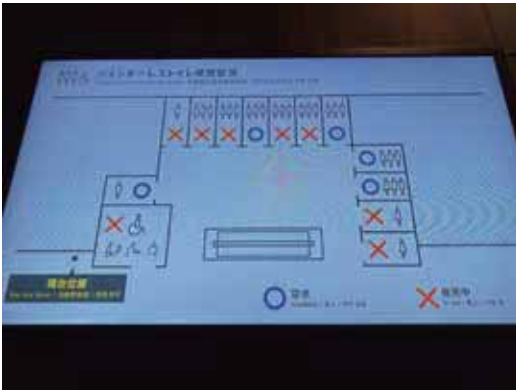
2023年4月に開業した**東急歌舞伎町タワー2階のジェンダーレストイレ**を巡る論争は、記憶に新しいです。「誰ひとり取り残さない」として男性用小便器のほか男女共用の個室が十数個並んでいる空間に分けられました。

当初、女性専用のスペースは設置されていませんでした。

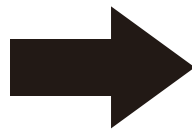
その結果、手洗い場に男性が長時間たむろして、その場で飲酒するなどの異常な光景が繰り広げられ、利用者の女性達に恐怖を与えました。

批判の声が強まった結果、トイレの前に警備員が常駐しトイレ利用者の男性を監視するなどの奇妙な状態を経て、開業から4か月後には簡易な仕切りが設置され、その後男女別トイレに改装工事がされました。

このエピソードは、**公衆トイレの男女共用化は女性の安心と安全を損なうものである**という教訓を伝えてくれます。



東急歌舞伎町タワーの
ジェンダーレストイレ（オープン当時）



改装後のトイレ（2023年11月撮影）

一方、2023年のNHKの調査によると、東京23区内の屋外公衆トイレの62%が女性専用トイレを設けていない事が分かりました。今一度、女子トイレの重要性を見つめ直すべきではないでしょうか。

女子トイレがきちんと確保できたとしても、その利用対象に男性器のある人物が含まれば、共同便所と何ら変わりません。厚労省のデータ（前掲職場におけるダイバーシティ報告書102～104ページ）が示すように、**トランス女性の約6割、もしくはそれ以上が女性を性的対象としています。**

さらに2004年4月から2023年3月までの間で女装男性による女性スペースへの侵入事件は逮捕されたものだけで53件にのぼります。もしも「肉体の性別に関わらず、自身を女性と認識している者は女性スペースに受け入れられるべきである」ということになってしまったら、トランス女性に限らず性暴力を目的とした女装男性が多く侵入してくるのは明らかです。女性が注意することも難しくなります。海外ではすでにトラブルが多発しています。

今こそ、女性・女児の安全と安心を守るための対策を強く求めます。

男性器のある人は、男性の多様性として男子トイレを利用すべきなのです。差別や揶揄、暴力を受けることなく安全に利用できるように男性の意識の改善を求めていくべきです。

学校で危ない性教育！？

「包括的性教育」は、欧米では約10年前から行われてきましたが、すでに世界的な規模で反対運動が起きています。2022年4月からトランス問題について正常化に舵を切ったイギリスでは、スナク首相が2023年3月8日見直しを進める方針を表明し、教育庁が性教育のガイダンスを変更していくとのことです。<https://www.telegraph.co.uk/politics/2023/05/20/sex-education-rishi-sunak-age-appropriate-rejects-unesco/>



包括的性教育には、2010年に作成された『欧州の性教育標準 (WHO/EUR)』と、ユネスコの2009年『国際セクシュアリティ教育ガイダンス 科学的根拠に基づいたアプローチ』の2種類があり、後者が2017年に日本語に訳されました。いずれも、年齢ごとに学習すべき内容を設定し、「知識/スキル/態度」を身につけるよう求めています。

その背景には、欧米のキリスト教による厳しい純潔教育のため、正しい性の知識が身につかない問題がありました。その反動と、性を解放しようとする運動が重なり、**性の悦びと性の多様性を過度に伝える性教育**が生まれたのです。

包括的性教育には、ともかく「快楽を伝える (性愛化)」という問題があります。この教材では、性行為や自慰を楽しむ内容がふんだんに盛り込まれ、自慰はいくらやっても良いと推奨されています。口腔性交や肛門性交などのイラストを掲載した児童向けの教材もあります。

日本では、**性産業に関わる業者が教育現場に入りこみ**、性具が紹介されたり、「素股」など風俗サービスのようなことまで用いられるようになっていきます。「素股」は相手の腿で性交類似の行為をするもので、女性の場合は間違っ
て妊娠する可能性があります。また、包括的性教育の問題点をまったく示さない番組には多くの批判がありました。

性具メーカーによる子ども向け性教育サイト『セイシル』

<https://seicil.com/>



NHKの性教育番組

『松本人志と世界LOVEジャーナル』

<https://www.nhk.jp/p/love-journal/ts/MPYZ7MQJZ5/>



「性は危うい」ことを伝えていないことも大問題です。性にかかわる依存、自傷、大人からのグルーミング（性的な手なづけ）や、性感染症などのリスクがほとんど教えられません。たとえば、「性の絵本」（医師監修はサッコ先生こと高橋幸子医師）には、リスク情報が少なく、保護者や性暴力被害者から、子ども同士の性暴力を助長するのではと抗議の声が上がっています。

この本の中では、性の4要素（本書2ページ、性の絵本2巻 5歳児～）を紹介しており、幼い子どもが自分の性別について混乱を起こしてしまう危険性があります。海外ではこのような教育を行った結果「トランスジェンダー」だと自認する子どもが、爆発的に増加しました。



『性の絵本』

<https://www.kadokawa.co.jp/product/322111000815/>



子どもの自己決定権が強調されているのも危ういです。「自己決定権」は大切ですが、子どもは未成熟です。貧困や虐待された環境では、なおさら悪意ある大人に利用されやすいのです。

包括的性教育が文科省の「生命の安全教育」の中に混ぜ込まれている自治体もあります。

過度な純潔教育は、もちろん問題です。しかし、逆に**子どもを「性的な存在」として捉えている「包括的性教育」**を導入するのではなく、各分野の幅広い専門家の意見を聞きつつ、保護者や地域社会が主体となった国民的な議論により、発達段階に応じた性教育を確立していく必要があります。



クイアパレードでの模様。犬に扮した半裸の成人男性が子どもと触れ合う。



ドラッグクイーンに扮する9歳男児と、その子の憧れのドラッグクイーン。

子どもへの医療的措置を止めよう

日本よりも先に LGBT 政策を取り入れてきた欧米では、約 10 年前から未成年の子どもに対する『ジェンダー肯定医療』が行われてきました。

性別に違和感を持つ思春期の子どもに、思春期ブロッカーという薬で成長を止め、その後に性ホルモン投与や手術（乳房切除や性別適合手術）を行うかを決定するというものです。

思春期ブロッカーは性犯罪者の化学的去勢やがん治療にも用いられる薬剤で、骨粗しょう症や成長障害などの副作用もあります。これによる健康被害多発を受け、イギリスや北欧では近年、未成年者への薬物投与や手術を禁止しました。

そのような中、日本の GID 学会（性同一性障害学会）はまだこの方針を取らず、理事長である岡山大学教授の中塚幹也氏は、2023 年 10 月 27 日の子どもの性別違和に関する NHK の記事内で、10 歳～13 歳の子どもに対する治療として、二次性徴抑制療法（思春期ブロッカー）を肯定的に紹介しました。

これは**明らかに世界の潮流を無視しており、子どもたちの健康を危険に晒す行為**です。

早急に、子どもへの薬物使用を規制するルール作りが必要です。



思春期ブロッカー リュープリン



「子どもへの思春期ブロッカー使用には同意できません」として、Tシャツが販売されています。子どもへの早期の治療に危機感を持った方が作ったものです



男性ホルモン
エナルモンデポー




女性ホルモン
プレマリン



乳房切除を肯定的に捉えた
コーヒー会社の広告イラスト

LGBT活動家は当事者の代表ではない

連絡会に参加する団体のうち、「性同一性障害特例法を守る会」や「白百合の会」は皆、性的少数者です。女性スペースを守る会への賛同者 3250 人のうち約 600 人は、レズビアンを中心とする性的少数者です（性的少数者からの声 https://note.com/sws_jp/n/nf6b5f3172537）。

性的少数者は「LGBT 活動家」を代表として選んだわけではありません。活動家の主張は性的少数者の声を代表しているわけではありません。活動家には学歴も職歴も専門性も一切問われません。名乗った瞬間に活動家になれるのです。

元新聞記者でゲイの活動家である北丸雄二氏はこう言っています。



また「トランスジェンダー」のほんの一部だけが身体の違和に苦しむ性同

一性障害の当事者です。社会にほぼ「埋没」しており、身元を明らかにして意見を発信することは、まずありません。埋没した当事者からの「手術要件をなくさないで」という声は、連絡会が実施したネット署名のコメント 7267 通（公開コメント 3857 通、非公開 3410通）の中にも多々ありました。

「LGBT 活動家」は、主流派メディアや左派野党を味方につけ、LGBT の代表であるかのようにふるまっています。彼らは LGBT 講習、講演、メディアへの寄稿などで収入を得ています。団体は自治体や企業から支援金・助成金を受け、中には高額報酬を得ている活動家も存在します。

社会が守る、救うべき性的少数者とは、誰でしょうか。活動家の要求を通すことと、すべての国民が安全・安心に暮らせる社会。どちらが国民に望まれているでしょうか。

性的少数者への差別や偏見をなくすために

暴力的な発信のあったトランスマーチ

2022年11月、Transgender Japanという団体が、東京都新宿区で「東京トランスマーチ」を開催しました。

このマーチでは、一部の参加者が「FUCK THE TERF」などの過激なプラカードを掲げました。マーチの主催団体Transgender Japanは、このプラカードについて正式に見解を出し、「全く問題ありません」と断言しています。

また、当時トランスマーチ賛同団体のフリーター全般労働組合は公式X(旧Twitter)アカウントで「ターフや反売買春フェミを踏みしだいてこれからも我々は生きていく」と投稿しました。



TERF と呼ばれる女性たち

TERFとは、「トランス排除的ラディカルフェミニスト」の頭文字で、トランス女性を一般の女性と同等に扱うことに否定的なフェミニスト女性のことを指す表現です。

「女性スペースにはトランスジェンダー女性は入らないでほしい」そう声を上げる女性は日を追うごとに増えています。

男女には標準的な体格差があり、妊娠するのは女性のみです。性犯罪者の男女比はそのほとんどが男性です。身体的なリスクを抱える女性にとって当然の要望です。

差別や偏見の解消に必要なのは対話と相互理解であり、TERFなどと女性を揶揄したり、ましてやその女性たちを「踏みしだく」などの暴力的な言葉をぶつけるのは、余計に対立させてしまうでしょう。

本当の差別や偏見とは

当事者や人づてに聞く限り、トランスジェンダー女性にとって本当の差別や偏見は、就職できないこと、男性からの暴力（性暴力を含む）、男子トイレや男性スペースからのトランスジェンダー女性の排除などが多いようです。それは明らかな人権侵害です。女性の責任ではありません。**女性たちをTERF とののしる活動家たちは批判の矛先を間違えているのではないのでしょうか。**

男性がトランスジェンダー女性の人権を尊重し、社会から排斥せず、女装やトランスジェンダー女性を男性の多様性として受け入れることで、トランスジェンダー女性への社会的偏見を解消し、就労や社会生活を可能にします。その努力をしていくことこそが必要なのです。

トランス・クィアデモコール		
1. わたしの性別 わたしが決める	21. くり返すな 運動内の差別	45. 制限選挙は欺瞞の選挙だ
2. わたしの性別 わたしのものだ	22. 脱却しよう シングルイシュー	46. 住民投票 排除反対
3. 人の性別 勝手に決めるな	23. 見逃すな 構造的差別	47. 高校無償化 排除反対
4. 自覚しろ！ ミスジェンダリングの暴力性	24. 打ち壊せ 日本人中心主義	48. 幼保無償化 排除反対
5. トランス女性は女性だ	25. のさばらせるな 男性特権	49. 民族教育 保障しろ
6. トランス男性は男性だ	26. うちたおせ 家父長制度	50. 安全に通学させろ
7. Xジェンダーはここにいる	27. のさばらせるな 優生思想	51. 無年金者に年金払え
8. ノンバイナリーはここにいる	28. 誰にでもある マジョリティ性	52. 官製ハイト ゆるさんぞ
9. スペース使用は当然だ	29. セクマイだけじゃない	53. ウトロへのハイトクライム 許さないぞ
10. 特例法を改正しろ	30. 日本人だけじゃない	※ 変わるべきは社会
11. ホルモン治療に保険をつける	31. シングルイシューにおさらばするぞ	変わるべきはマジョリティ
12. あなたの性別 あなたが決める	32. 在日朝鮮人を差別するな	54. 入管は収容者を 今すぐ解放しろ
13. あなたの性別 あなたのものだ	33. 植民地支配 忘れない	55. 入管は収容者を殺すな
14. 粉砕するぞ シスジェンダー中心主義	34. 元徴用工に謝罪しろ	56. 難民を認定しろ
15. おかしいぞ 性別二元論	35. 元徴用工に賠償しろ	57. 仮放免者の生活保障しろ
16. 押し付けるな モノセクシュアル中心主義	36. 元日本軍「慰安婦」に謝罪しろ	58. すべての人に生存権を
17. あたりまえじゃない 恋愛すること	37. 元日本軍「慰安婦」に賠償しろ	59. すべての人に参政権を
18. あたりまえじゃない 性愛主義	38. 加害責任 果たせ	60. すべての人に在留資格を
19. あたりまえじゃない 異性愛主義	39. 天皇制を廃止しろ	61. ここは日本人だけのものじゃない
20. 強制するな 性規範	40. 今でも続く植民地主義	62. いろんなルーツ
※ 変わるべきは社会	41. 特権持つのは日本人	63. いろんな民族
変わるべきはマジョリティ	42. 「在日特権」なんてない	64. いろんな人種
	43. 在日朝鮮人も権利の主体！	65. いろんな国籍
	44. 外国籍住民から権利を奪うな	66. ここにいる全ての人のもの
		※ 変わるべきは社会
		変わるべきはマジョリティ
		67. 琉球弧の軍事基地化 やめろ つくるな
		68. トマホークミサイル 購入するな
		69. 軍事費倍増 やめろ
		70. セックスワーカー差別 やめろ
		71. セックスワークも労働だ
		72. 野禽者排除 やめろ
		73. レインボーで差別をごまかすな
		74. 本当に差別のない プライドイベントを
		75. プライドイベントで当事者から金取るな
		76. 人を障害で差別するな
		77. 障害者の訴える権利を無視するな
		78. 医療福祉従事者は虐待するな
		79. 健全者中心主義 やめろ
		80. 非正規労働 格差がくるしい
		81. 階級格差を無視するな
		82. 貧困問題 政府の責任
		83. 女性の賃金をあげろ
		※ 変わるべきは社会
		変わるべきはマジョリティ

2023年3月4日に開催された「社会構造を変える！トランス・クィアデモ 京都」でのコールと呼ばれる掛け声一覧。これを見ても途中からトーンが変わり、このデモ自体がトランスジェンダーや性的少数者のためのデモではないことがわかる。

今こそ議論が必要です

最高裁が、「父となる『女性』」「母となる『男性』」「出産する『男性』」を認めてしまったことを、国民の何%が知っているのでしょうか？
そうなった場合、戸籍の親の欄は、どう記載するのでしょうか？

子どもを望んだトランス女性と生物学的女性との間で子が生まれることも、珍しくはありません。このトランス女性を法的女性とすべきでしょうか？
この場合は同性婚になるのでしょうか？

特例法は、**身体違和がきつく自ら手術を望む人が平穩に暮らせるように、手術後に戸籍の性別を変更できる法律のはずです**。「毎日、風呂やトイレで見る自分の身体の違和には耐えられるが、書類上の食い違いに耐えられない」という人の法的性別を変えるための法律ではなかったはずです。

性別適合手術は、国内で行うよりタイへ渡航し行う方が高い比率を占めます。そのタイでは、手術までしても法的な性別は変更できません。しかし、手術をしようとしまいと、**もともとの男性や女性の多様性として社会に溶け込んでいます**。男性ですから徴兵もされますが、適合手術を受けた方は不合格となるようです。

性自認至上主義を取り入れた欧米諸国の多くでも、もともとは公的書類の性別変更には、日本の特例法の手術要件にあたる規定がありました。手術要件をなくした後には性同一性障害者だけでなく、性自認に食い違いさえあれば法的な性別を変えられるという方向になりました。医師の判断や裁判所の関与もなく、役所への届出だけで性別表記が変更できる国もあります。

WHOなどから手術要件を削除するよう日本に対して提言があり、日本学術会議も「国際人権基準に則した形での性別変更手続の簡素化」を提言しています。しかし類似する勧告として、国連から数十年にわたって死刑制度の廃止を迫られています。ですが、日本では今も死刑制度が続いています。国内制度の変更は国民の世論によります。法的性別の変更や、トランスジェンダーへの対応策は、死刑制度廃止よりもはるかに国民に密接な課題です。

特例法の最高裁の決定時の会見で、担当の吉田昌史弁護士はこう述べまし

た。「トランス女性の方が生来の女性に踏みつけにされている、と判断するから違憲なんです。」「人権と人権がぶつかる時に、平穏に暮らしたいという女性、脅威を感じるという女性がたくさん仮にいたとしても、それを守るために、その脅威を除去するために、虐げ…恒常的に抑圧されている人の状態を見た時にどちらを優先するんですか」と。

斎藤貴男 文藝春秋オンライン 2023. 12. 17

<https://bunshun.jp/bungeishunju/articles/h7443>



性自認至上主義からの率直な見解でしょう。これを聴けることはまずありません。ただただ、活動家や論者から「差別だ」「ヘイトスピーチだ」と言われるばかりです。疑問の声が他に拡がらないようにするためかブロックリストがあり、各界によっては疑問を出すと集中的な批判と排除があります（キャンセルカルチャー）。芸能人が素朴に女性スペースの安心安全を書けば、非難が集中します。批判的な書籍の翻訳本を出そうとした出版社には非難が集中します。

性自認至上主義のオピニオンリーダーに、東京大学英文学の清水晶子教授がいます。「黒人の女性も白人の女性も女性であるように、あるいは貧困層の女性も…女性であるように、女性にはトランス女性もそうでない女性（シスジェンダー女性）も含まれる、ということだ。」と説明しています。（「多様性との対話—ダイバーシティ推進が見えなくするもの 青弓社 2021/3）。

子供だましの議論です。氏は更に、議論は正義のためにするものだ、反対意見の者とは「討議や対話を拒絶することこそが生き残る戦術になる」とし、「表現や学問の自由が一部損なわれても良い」とまで言い切ります。

2022年7月24日「フェミ科研と学問の自由」の紹介

https://note.com/sws_jp/n/ne37cb8d20b7c



このまま、市井の庶民の意見を無視し、言論弾圧を肯定するような一部の学者や識者の勝手にさせておいていいのでしょうか？

議論は一部の人の独占物ではなく、国民すべてのものです。国民的な議論を経ずして、裁判所や国会に任せておいて良いのでしょうか。

私たちすべての国民に、直接かかわる課題なのです。議論をしましょう。

3つの法律案と説明

1. まえがき

3つの法律案は「女性スペースに関する法律案」、「女子スポーツに関する法律案」、そして「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の改正案」です。

前提として『性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律』について簡単にご説明します。なお、今回提案する改正案を除き、以降は「性同一性障害特例法」もしくは「特例法」と略して表記します。

特例法は2003年に国会で成立し、2004年から施行されました。性同一性障害者のうち特定の要件を満たす者について、家庭裁判所の審判により「法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。」法律です。

さて、冊子2～15ページで説明している性自認至上主義というべき考え方が、ここ数年社会で影響力を持ち始めたという状況があります。

初版に掲載した「女性スペースに関する法律案」、「女子スポーツに関する法律案」は2023年3月16日、LGBT理解増進法の制定が議論されている中、国会議員の方々へ向けて、法案を検討していただくために送付したものが原案となっています。

同年7月11日の経産省トイレ事件の判決、10月25日の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の生殖能力喪失要件を違憲とする最高裁大法廷の決定を経て、これらの法律がますます必要となりました。最高裁の判断を無視できないため、必要な修正を経て同年11月14日に確定させました。また、特例法に関する修正案は、11月10日の連絡会会議で提起され各団体で持ち帰り、11月14日に初版の内容で確定しました。

経産省トイレ裁判と最高裁大法廷の決定について、大変重要ですので補足します。

①経産省トイレ裁判は、性同一性障害の診断を受けた生得的男性が、手術の身体的負担などを理由に、身体の手術をしていない男性器のある状態で「女性」として職場（経産省）での女性トイレの利用許可を求めた裁判です。原告に性犯罪歴がないことなどを前提にそれを認める判決が出ました。この判決は、あくまで「特定の性同一性障害者」の「特定の職場」における事例として判例となったのに過ぎません。判決文の末尾ではわざわざ「本判決は、トイレを含め、不特定又は多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用の在り方について触れるものではない。この問題は、機会を改めて議論されるべきである。」と明記されています。スーパーや駅などの公衆用トイレや性同一性障害の診断ある人、ましてやトランスジェンダーなど、すべて別に決めることとなります。

②最高裁大法廷決定ですが、もともと性同一性障害特例法には生殖能力喪失要件と外観要件というものがあり、性別適合手術（いわゆる性転換手術）をしなければ、戸籍の性別

を変更することはできませんでした。

しかし、この日の最高裁判決により、生殖能力喪失要件を憲法違反（違憲）と判断し、女性から男性のケースにおいては子宮・卵巣などを摘出する性別適合手術をせずとも戸籍の性別を変更することができるようになりました。

一方、外観要件は広島高裁で判断されていないとして差し戻されました。仮に高裁で外観要件も違憲とされたと、男性器（陰茎）あるままの法的女性が生じ得ます。それは今のままでは男性器ある法的女性が、女性スペースを利用することが可能になるということです。

3つの法律案は女性の人権を守るためにはそのようなことは防がなければならないとし、提示するものです。

2. 第2案の提示と法案の反響について

この第2版に掲載した「女性スペースに関する法律案」と、「女子スポーツに関する法律案」の第2案では、「女性」の定義の冒頭を、当初案では「生物学的女性（性分化疾患により戸籍を男性から女性に訂正した者を含む）のうち」としていたところを、「生得的な女性（生物学的女性及び性分化疾患により生得的には女性である者を含む）」と修正しています。

これは、性分化疾患の方々からこの2つの法案における「女性」の定義について、一私案だとしても修正を強く求める要請をいただいたことによります。「生物学的女性」というと性染色体のみで定められると誤解されてしまいやすいところ、様々な遺伝子の仕組みなどにより「生得的な女性」がいることを反映させたいということであり、説得力あるものでした。そこで12月20日の連絡会で説明を頂いたうえで合議し、第2案では修正しました。

また、女性の安心安全と公平性を守るためには、この2つの法律を少しでも早く制定することこそが重要であるという観点から、特例法の修正とリンクさせていた施行日に関する『附則』を削除し、本文のみとしました。

初版の発刊後、反響は驚くほどに大きいものでした。まず、特例法に定められている「手術要件」は違憲だ、と主張する方々からの猛烈な批判がありました。そして、特例法自体が国民的な議論が十分にされていない法律だと主張して、特例法そのものの廃止を訴える批判がありました。もちろん、批判だけでなく賛同を示す声も各所から上がりました。

折しも、KADOKAWAより刊行予定であった書籍「あの子どもトランスジェンダーになったSNSで伝染する性転換ブームの悲劇」（アビゲイル・シュライアー著）の刊行が「トランス差別の本だ」と強く批判されて発行を中止した直後というタイミングでした。この事件については言論の自由を侵害するキャンセルカルチャーではないかという批判も強く、求められた冊子となりました。

それでは、連絡会の案がどのような考えに基づいているかを説明いたします。その後、これらの批判、特に女性スペースを守る観点からの批判をご紹介しますとともに、今回の法律案について補足させていただきます。

3. 女性スペースに関する法律案（第二案）

女性スペースに関する法律案（第二案）

第1条 この法律は、性犯罪の圧倒的多数が男性から女性・女兒に対するものであることに鑑み、女性スペースの安心安全という女性、女兒らの基本的人権を維持することを目的として定める。

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

1 「女性」とは、生得的女性（生物学的女性及び性分化疾患により生得的には女性である者を含む）のうち性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第4条に基づいて性別を男性とみなされていない者、並びに同法同条に基づき女性とみなされた者のうち陰茎を残していない者をいう。

2 「女性スペース」とは、「女性用」等と明示したトイレ、更衣室、風呂等の建物、区画または施設をいう。

第3条 国、地方自治体及び公益法人は、政令で定める多数の者が使用するトイレ、更衣室、風呂等の建物、区画または施設を設ける場合は、女性スペースを設けなければならない、これ以外の者は設けるよう努力しなければならない。

第4条 女性スペースには、緊急事態・設備点検等で称呼しつつ入場する場合の外は、政令で定める年齢以上の女性以外の者は入場することができない。

2 前項にかかわらず、特定の女子トイレにつき、管理者が当該女子トイレを通例利用する女性の意向を慎重かつ十分聴取した上で、特定人の入場を別途許容し、その趣旨を女性スペースに明示する場合はこの限りではない。

3 前2項の規定は、国、地方自治体及び公益法人以外の管理者にあって、別に定めかつこれを女性スペースに明示する場合はこの限りではない。

4. 女性スペースに関する法律案の説明

1 特例法の第3条5号の外観要件—実質的には陰茎の喪失要件—については、今不安定な状況にあります。仮に、広島高裁で外観要件まで違憲とされる決定が出れば社会が混乱します。その前に、女性スペースに関する法律を定め、その場合の「女性」の定義として「女性とみなされた者のうち陰茎を残していない者をいう。」と設定することで、女性スペースについての安心安全を保つことができます。

幸い、「トランス女性は女性だ」として性自認至上主義を進展させようとする論者の多くも、女湯については入れないものとしており、「法的女性」であっても女性スペースを使えない場合があると認めています。また、特例法の第4条1項は「性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。」としており、他の法律によって扱いを変えることを認めています。この法案のような法律ができれば女性の安心につながります。

2 性犯罪の圧倒的多数は男性から女性に対するものであり、特に見知らぬ者による性犯罪は、多数が利用する女子トイレなどの女性スペースで相当数が発生しています。女性スペースでの個室に引きずりこまれての性犯罪のみならず、個室での盗撮被害、盗聴さらに使用済みの生理用品を持ち出されるといった犯罪もあります。警戒心が薄く抵抗する力のない女児や、様々な障害のある女性は、より見知らぬ者から女性スペースで被害に遭いやすいものです。

ですから、女性が恐怖感を抱くことは合理的なものであり、女性・女児がトイレを安心安全に使えることはまさに基本的人権です。その実現のためには、共用トイレであればその大前提が崩れてしまい、女子トイレが必須です。もともと、女子トイレは先人の女性達が、涙と努力を重ねて「共用トイレ」であったものを変更して作られてきたものであり、女子トイレは確保されなければなりません。

そして、そこは陰茎のない者のみが利用できるものとしておく必要があります。たとえ特例法の解釈の変更なり法改正により「陰茎のある戸籍上は女性」の人があり得ることとなっても、女性スペースについては別に定める必要があります。もともと男性で、女性だという認識があり、更に戸籍上は女性だという方であっても、性的指向が女性に向かう方が相当おられます。身長、体格、筋肉は一般的に生得的には男性の人より、生得的に女性の人の方が劣位にあり、女性スペースにおける弱者・マイノリティは女性です。

陰茎のある人の一部が女子トイレの利用を公認となったら、性犯罪目的の者が「女性のふり」どころか「トランス女性のふり」をすることで、より簡単に入れるようになってしまいます。女子トイレの安心安全のためには、一律に陰茎ある人は入れないルールが必要です。

3 女子トイレであろうが共用トイレであろうが、事件が起きたならば通報しやすくする、対処を直ちにできるようにすることが必要です。巡回の増強や監視システムなどの工夫も


必要です。しかし、それらはしょせん事後的な対応です。また公衆用トイレは数十万箇所はありますので、すべてで実現するのは極めて困難です。

何より大切なのは防犯の観点です。これについては小宮信夫立正大学文学部社会学科教授（社会学博士）の提唱する犯罪機会論が参考になります。「女子トイレ」について言えば小宮教授の言う犯罪抑止要素としての領域性・監視性を確保し抵抗性を維持するために「女子トイレ」として維持すること、そしてそこには陰茎あるものは利用できないとするルールにより、身体男性に対して心理的なハードルを設けることが重要です。それが女性にとっては安心となる大前提です。

しかし、日本にあってはこれまでこのことが明記された法令はありませんでした。使用者に対しトイレは男女別とすると事業所の設備面での原則としていますが、身体男性が女子トイレに入ってはいけない、とは当たり前すぎて書いてありません。この課題は、わが国では文化と国民の良識からおおよそ解決できていたのですが、今の状況では女性・女兒らの安全が守れなくなるため、法律で入れないと明記する必要性が出てきました。建造物侵入罪（刑法 130 条）の「正当な理由」の判断材料としても、立法機関としての意思を示さなければなりません。

4 2023年6月16日LGBT理解増進法が成立し、同月23日施行され、同日、厚生労働省から、温泉や銭湯の女湯での男女は「身体的な特徴をもって判断する」との通達が出されました（薬生衛発 0623 第 1 号）。その趣旨を通達にとどめず、また女湯に限らず女性スペース全般に及ぼすべきと考え、この法案を提案します。

一部の欧米諸国では、ジェンダーアイデンティティが女性であることを理由に、陰茎のあるままで「法的女性」になれる法制度が導入されており、パスポート上「Female」となっている方がすでに入国されています。2023年4月には、すでに銭湯の女湯でそのような外国人によるトラブルが発生したとの報道もありました。国は直ちに対処しなければなりません。

5 極めて必要なポイントは、女湯についてだけ定めるのではなく、女性スペース全体を対象とする法律とする必要があることです。圧倒的多数の性犯罪が身体男性によるものです。それは共同浴場にとどまるものではなく、むしろ公衆のトイレでの場合が多いのです。（『報道された 女装者が関わる事件リスト』女性スペースを守る会  https://note.com/sws_jp/n/n24d45c0b807d)

法的女性になる道が容易になればなるほど、女性スペースに性犯罪目的の者が女装などして容易に入れるようになってしまいます。更衣室、休憩室、病棟、刑務所、代用監獄、DVシェルターその他でも同様です。女性の安心安全という生存権を維持するためには、女性スペース全体についての法律が必要です。

6 そこで、この法律の制定を提言します。

(1) この法案でいう「女性」とは、生得的女性であり、かつ特例法により男性とみなされるようになっていない方です。生得的男性であれば、特例法で女性とみなされても、陰茎がある限りは含まれません。特例法は別の法律により別の取り扱いとすることを認めています。

(2) 「陰茎を取って特例法で戸籍を男性から女性に変更しても、男性は男性であって、女性スペースには入れない」という意見もありますが、特例法は20年前からあり、この間、特例法により戸籍の性別を女性に変更した人は約4000人とみられ、公的には女性スペースの利用が認められていました。また、利用を制限する法律が作られたことはありません。何より、現在の最高裁判所の憲法解釈の姿勢からすれば直ちに違憲と判断されてしまうのは明らかですので、不可能とみるほかありません。

(3) 法案第2条1項の「生得的女性（生物学的女性及び性分化疾患により生得的には女性である者を含む）」としたのは、前記（17ページ）の通り性分化疾患の影響により「女性」とされた方が含まれないと誤解される恐れがあるからです。

(4) 法案第2条2項の「女性スペース」とは、「女性用」と明示されたトイレ、更衣室、風呂等の建物、区画または施設です。例えば女子高校、女子大学の施設や、DVシェルターなどといった機関は含まれません。それらは別の議論が必要ですが、この法律が成立すればもちろんこれを踏まえた議論になっていくでしょう。

女性スペースには政令で定める年齢以上の女性以外の者は入場できないものとししました。緊急の安全確保のためや設備点検等はこの限りではありません。

(5) 法案第3条は 国、地方自治体及び公益法人は、多数の者が使用するトイレ等の設備を設ける場合は、「女性用」と明示されたトイレ等を設けなければならない としました。今まではその規定が無かったのです。私人、私企業が管理する多数の者が使用するトイレ等の設備については、その財産管理の自由権があるので、「女性用」と明示するトイレ等の設置は努力義務としました。なお、労働安全衛生規則等では職場のトイレについては男女別を規定しているので、ここでは客などが利用するトイレについてのことです。「多数」の定義および制限年齢については、女性スペースの種類により異なるので、政令によることが適切です。

(6) 国、地方自治体及び公益法人以外の、市中の大規模小売店舗や飲食店などの管理者については、例えば「女性とのジェンダーアイデンティティをもち日々女性として生活している男性も入場可能」、「性同一性障害者の男性も入場可能」などと定め、かつ女性スペースに明示している場合は、この限りではありません。年齢その他の変更も自由です。民間の施設については強制できず、公的施設に準ずるよう誘導していくものです。

私人の財産管理の自由権・営業の自由との関係では、得られる女性・女兒らの安全確保、防犯という公共の福祉に合致する人権の保障の観点から、この程度の抑制であれば憲法上の問題はないと確信します。明確に定めかつ明示されることにより、利用者は適切に対処

することが可能となります。

7 この法律は女性スペースに関わるので、2023年7月11日、最高裁判所第三小法廷で言い渡された、いわゆる経産省トイレ裁判の判旨と矛盾してはなりません。この判決は、①職場における特定人の特例法所定の性同一性障害と診断があり、②性犯罪傾向もないとされる者につき、③職場内の女子トイレについて、④女性らが了解したともみられる場合の、⑤職場の建物内のトイレについてという事案、についての判断です。そこで、第4条2項を定めました。

これは特定人の特定トイレのついての判旨ですから、不特定の者や不特定多数のための女子トイレに拡げてはなりません。そこでこの事案の特徴点をそのまま条文化し、また以後に配置される女性従業員もいるので「特定の性同一性障害ある方が利用することがあります」などと当該女子トイレに明示する場合を例外としました。

8 当連絡会では、女子トイレについては従来のまま、男子トイレを「共用トイレ」に戻し、また仕切りや個室化などで小用便器を見ることなく個室に入れるようにすることで、ジェンダーアイデンティティに食い違いがある人もトイレを利用しやすくなると思います。

処罰規定は定めません。ルール、建前をこれまでの良識と変えないという趣旨の法律となります。ただし、建造物侵入罪における「正当理由」の判断材料となります。

5. 女子スポーツに関する法律案（第二案）

女子スポーツに関する法律案（第二案）

第1条（目的）この法律は、スポーツ基本法の目的と基本理念を達するためには、女性が骨格、体格、身長及び筋肉等において男性として第2次性徴期を経験した者に比較して明らかに劣位であることに鑑み、その安全性と公平性を図ることにより、女性がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む人権を確保することを目的として定める。

第2条（定義）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 「女性」とは、生得的女性（生物学的女性及び性分化疾患により生得的には女性である者を含む）のうち、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第4条に基づいて性別を男性とみなされていない者をいう。

2 「スポーツ」とは、主に身体を使う活動でその速度、高低、強弱、点数等々で優劣を競うことが可能な、単独またはチームによる活動

を言う。

3 「女子スポーツ選手権」とは、国、地方自治体または公益法人の財政的な支援、後援等のある女性のみが選手として参加する競技種目をいう。

第3条 地方自治体または公益法人は、女子スポーツ選手権であるにかかわらず、選手として女性以外の者の参加を許可する団体及び開催競技に対し、財政的な支援または後援をしてはならない。

第4条 前条の規定にかかわらず、選手が身体を接触しあわない競技種目につき、参考記録として参加を許可する団体はこの限りでない。

6. 女子スポーツに関する法律案の説明

1 この法案は、各スポーツは各団体がルールなどその自治によって定めるものですから、公金の支出、後援の観点からのみ規定しました。類似の法律は2023年4月30日、アメリカ合衆国連邦議会下院で可決されました。またニュージーランド政府は同年12月20日、トランス女性（生物学的な男性）が女性と競うことを認めているスポーツ団体への資金提供を停止すると発表しました。

2 この法律での「女性」は、2022年6月の国際水泳連盟、2023年3月の世界陸連の方針が、女子スポーツ選手権の参加資格を男性としての思春期を経験した者は含まれないものとしていることもあり、特例法の改正や解釈変更、陰茎のあるなしとも関係なく、生得的な女性でない者は含まれないものとししました。男性としての思春期を経験した者は、身長、体格、筋肉等で一般的に女性より優位性があり、女子スポーツ選手権への参加資格があるとするは、女子スポーツの崩壊に直結するからです。

3 参考記録としての参加を許可することは許容して良いと思われます。ただ格闘技やラグビーなど、選手が身体を接触しあう競技種目（コンタクトスポーツ競技）であれば危険性が伴うので、参考記録としての参加も許容しないこととししました。

7. 性同一性障害特例法改正案

—参考— 現行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」 平成 15 年法律第 111 号

(趣旨)

第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 十八歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条四号 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

五号 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

を削除する。

第三条四号 男性から女性の性別の取り扱いの変更を請求する場合は、陰茎を残していないこと。

を加える。

8. 特例法改正案の説明

1 先の最高裁決定で違憲とされた特例法第3条の4号とともに、5号外観要件を削除して、しかし新たな4号として男性から女性の場合に「陰茎を残していない」とする改正案です。

4号が最高裁により違憲とされ死文化した以上、女性から男性につき5号の外観要件を維持することはできません。女性から男性については、陰茎様のものを作るのは様々な困難であることから男性ホルモン療法による陰核の肥大程度で認められてきたからです。

男性から女性への場合に、「陰茎を残していない」ことは重要であり、外せません。それは、女性から男性の場合と比較すると不平等に見えますが、違憲ではありません。圧倒的多数の性犯罪は陰茎のある者によります。ですからこの要件が外れれば性犯罪目的で法的女性になろうとする者が次々と出現する可能性があります。また陰茎という身体的特徴が明白である者が法的女性となれば、女性は不安感・恐怖感を抱きます。その恐怖感は自然かつ合理的であり、「研修」により無くせるものでも、失くして良いものでもありません。

そもそも他者が当事者に対して身体を傷つける手術、身体への侵襲を勧めているわけではありません。論点は「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由権」ではなく、陰茎のあるまま「性別の取扱いの変更をうける権利」があるかどうかです。女性の安心安全という生存権と衝突する以上、男性から女性の場合にのみ「陰茎を残していない」という制限を設けることはやむを得ないことであり、合憲だと考えます。

2 5号外観要件については広島高裁へ差戻しされました。国権の最高機関である国会で議論が始まる時期ですので、議論の状況を参考にすることが期待されます。

本修正の成立後、仮に、この陰茎要件（旧法でいえば外観要件）が違憲とされてしまい、要件から無くなってしまっても、本法と別に女性スペースに関する法律および女子スポー

ツに関する法律を成立させておくことによってそれなりに対処できます。

3 法の目的である第1条、性同一性障害の定義である第2条は、変更する必要はありません。「性同一性障害者」の単語と定義は、明確に記載されており変更する必要はありません。このことについて「障害」という言葉を排除し、新たな医学用語では「性別不合」「性別違和」を採用しようとしています。しかし、これは言葉として定着しておらず、法的性別を変える概念としては、国民的な合意が得られていません。「障害」だからこそ、2003年の特例法成立時、国会で自民党から共産党まで全会一致で可決されたのです。

近年では、性別認識に食い違いがあると言う、いわゆる「トランス女性」のうち15.8%だけが医師の診断を得ている性同一性障害者です（令和元年度厚生労働省委託事業職場におけるダイバーシティ推進事業報告書105ページ）。最近、初診15分程度の診察・面談で性同一性障害の診断を出す精神科医師もいるとの報告もあり、診断の厳格化が望まれます。

4 第3条の1号から3号は、それぞれ維持する合理性があり、改正の必要性はありません。未成年（民法の改正によって18歳未満）の子どもの福祉も考えるべきです。

なお、4号生殖腺の機能を欠くという要件が違憲となって無効化したことから、性別変更取り扱いの後の「生物学上は父たる女性」「生物学上は母たる男性」「出産した男性」があり得ることとはなりますが、これは最高裁が決定をした以上、別の課題とするほかありません。

9. 3つの法律案への批判的意見に対する説明

先に書いた通り、本冊子の第1版発刊は大変な反響がありました。

まず、性自認至上主義の方々からの猛烈な批判がありました。そして、その正反対のものとして、2003年成立の特例法が、男性から女性の場合「女性とみなされる」結果、女性スペースの利用がつまりは公認されていることを「知らなかった」「認めていない」という意見がありました。

しかし、20年前から厳然と法律があり、それを前提とした実態がありました。法的女性となった方は、一部のトラブルを心配する人以外は女性スペースを利用していました。そして今回「**陰茎ある法的女性**」がありえる情勢だからこそ、**特例法のさらに例外として絶対に「女性スペースに関する法律」が必要となりました。**

連絡会としては、特例法2条（24ページ）の定義の中にある通り、身体的および社会的に他の性別に適合させようとする性同一性障害の方は現実におられると確認しています。また生得的男性であれば陰茎がない法的女性となっても一切、女性スペースの利用を認めない条文は違憲と判断され、法律制定にあたり必要な法制局を通過できるはずもないと考えます。

何よりも、女性専用トイレの一般的な設置義務がないこともあって現実に女性専用トイレが減少してきていることに対応しなければなりません。さらに前記経産省トイレ裁判の最高裁判決を利用して「法的女性にならずともトランス女性が女子トイレを利用できるべきだ」と主張する性自認主義者がいるので、この流れを止めなければならないと考えます。

「No! セルフ ID 女性の人権と安全を求める会」の方々は、特例法の改正案について、性同一性障害の診断の厳格化を法律に定め、性犯罪歴ある場合などの課題を法律に反映すべきであるとの意見を表明し、独自の法律案を提案しています。

その他、連絡会の中でも、家庭裁判所での性別の変更申し立ての審判について、当事者本人側の主張だけで変更できるのはおかしい。そこに公共の福祉の視点も入れるべきであり（例えば女性スペースに関しては女性も当事者であるため）、性犯罪歴のことを考えるならば当然検察官が参加する必要があるのではないか、といった意見があります。

また、性同一性障害を診断する医師の資格制度が必要ではないか（現在、GID 学会認定医はありますが、それ以外の医師でも診断書を出してしまえるため、精神保健福祉法上の措置入院制度に関わる精神保健指定医と類似の、診断する医師の新たな資格制度が必要ではないか）、性別変更の取り消しの制度、また性同一性障害であると診断した医師の責任問題なども議論されています。いずれも建設的な議論だと考えます。

しかし、**最高裁判所が性自認至上主義に傾いている今の情勢の中で、特例法をより厳しくすることは残念ですが著しく困難です。**今、特例法を廃止すれば、現在の最高裁の情勢からすると戸籍法 113 条（戸籍の訂正）を根拠に裁判官の判断だけで性別を変更するようになると思われます。

ですから特例法については、最高裁決定により効力を失った 4 号の生殖能力の喪失要件の削除と、5 号の外観要件を「陰茎を残していないこと。」とした形でのみ残す法案とするしかないのでは、と考えました。特例法の修正案は第 1 案のまま維持します。

何より今、女性スペースに関する法律などを制定させていくことが重要だと考えました。

すでに、議員や省庁の中では、労働安全衛生規則など「男女」で分けている法律が十数個ありますが、この情勢でどう対応するのか、なども議論されています。その際、トイレなどはすべてもともと「共用」であったなかで、女性たちが安心安全を求めた結果「女性専用スペース」が確立したのです。そのことを直視してほしいと願います。単に男女を分けることではなく、女性専用のスペースを確保することが大切なのです。

どうぞ、当連絡会の「女性スペースに関する法律案第 2 案」をしっかりと参考にして頂いて法律を制定させ、関連する法令も「女性スペースの重要性」という観点からの改正をするよう求めます。

この 3 つの法案を、各界において議論の材料とし、国会議員や各省庁におかれてご参考にしていただき、法律としていただけますようお願い申し上げます。

10. 3つの法律案、特に特例法とLGBT理解増進法の関係性について

LGBT理解増進法により、手術無しで法的女性になれるようになると勘違いする方がいらっしやいます。しかし、それは明らかに間違いです。**LGBT理解増進法自体は戸籍の性別を取り扱う法律ではありません。特例法こそが戸籍に関係する法律です。**

たしかに6月16日成立の理解増進法が経産省トイレ裁判と特例法の最高裁の判断にまったく影響していないとは言い切れませんが、7月11日の経産省トイレ裁判は結論が決まっていたとみられますし、10月25日の特例法の決定は2022年のうちに小法廷から大法廷に回り変更が予測されていました。

しかし、2022年6月16日LGBT理解増進法は大きく修正されて成立しました。

第3条で「差別があってはならない」ではなく「不当な差別はあってはならない」としたことによって、活動家による一方的な差別糾弾をできにくくして言論の自由が守られることとなりました。第6条2項で「家庭および地域住民その他の関係者の協力を得つつ」としたこと、子どもが親の知らないままに性自認に食い違いがあると導かれ、思春期ブロック・ホルモン治療そして乳房切除や性別適合手術に進む危険性を防止できるようになりました。民間団体の活動促進のための施策を削除して、危うい民間団体を排除できるようになりました。

そして第12条に「**すべての国民が安心して生活できるように**」が加えられ、**女性らの安心安全といった権利法益との調整を図らなければならないことが明確になりました。**

重要なことは理解増進法に基いて政府が定めるガイドラインの内容であり、理解増進法の議論されて修正された点を十分に反映させることです。性自認至上主義者の良いように利用させてはいけません。女性スペースを守ること、女子スポーツを守ることが最も大切なのです。理解増進法の趣旨に基づき、様々な女性への施策において、その権利法益が侵害されないようにしなければなりません。

たとえ特例法の手術要件全体が違憲となっても、変わらず女性スペースなどを守れるよう、今回の3法案が必要なのです。

11. 連絡会の声明（2023年10月30日）の紹介

次のページからの声明は、10月25日の最高裁大法廷決定について分析・批判し、国会や国民に対して10項目の提言を示したものです。生殖能力喪失要件を違憲とするという重大な判断であるにもかかわらず、最高裁はここ数年間でますます明らかになってきた性自認至上主義による欧米各国の混乱も、イギリスでは正常化に大きく舵を切ってきたことも知らなかったのか、無視したのか、決定では何の言及もしていません。

最高裁決定を分析し批判したこの声明と、最高裁の裁判官を入れ替えせよ、なども含めた10項目の提言を、どうぞ広めて下さい。

最高裁大法廷決定についての声明

2023年(令和5年)10月30日

声 明

女性スペースを守る諸団体と有志の連絡会
女性スペースを守る会
性同一性障害特例法を守る会
平等社会実現の会
白百合の会
No!セルフID 女性の人権と安全を求める会
性暴力被害者の会
女性の権利を守るトランスの会(旧性別不合当事者の会)
及び有志(順不同)

当連絡会は、10月25日、最高裁大法廷(裁判長・戸倉三郎長官)がした、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に関する決定につき、次のとおりの声明を発する。

最高裁判所大法廷は、上記特例法3条4号の「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。」につき違憲とし、5号の「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。」については高裁段階で主張も憲法問題も検討されていないとして、自ら判断はせずに審理を広島高裁に差し戻した。憲法判断としては、15人全員の一致で4号生殖機能喪失の要件は違憲とし、三浦、草野、宇賀の3人の裁判官は5号の外観要件も違憲だから差し戻しせずに変更を認めよとして反対意見を示した。

1 最高裁のとんでもない暴走である。それも制度上、相手方がいない法廷、申立人側の主張や立証だけの裁判にて、国会が定めた特例法の生殖腺機能喪失要件を違憲としてしまった。うち3人は外観要件についてもわざわざ違憲と判断した。

それは、女性の権利を劣後・矮小化した暴走である。女性が差別され、不利益を被るのは、性別(SEX)を根拠としているという歴史的事実を無視して、つまりは男性の身勝手・女性の侮蔑・差別主義である「性自認至上主義」に

侵された最高裁になってしまっていた。

決定文は、いかに相手方が存在しない裁判であって申立人側とは見解を異にする主張に触れられなかったであろうとはいえ、この数年間ますます明らかになってきた様々な実態になんら言及していない。すなわち先行した国々で女性の安心安全が害されている状況、イギリスが正常化に舵を切り苦勞している実態、国際水泳連盟や世界陸連では男性としての思春期を幾分でも経験した者は女子スポーツ選手権への参加資格がないとしたこと等の言及さえない。15人の裁判官はなんら知らないままなのだろうか、不勉強が極まるという外はない。決定文から読みとれることは、既に問題を露呈し続けているという外はない「性自認は他者の権利法益より優先すべきである」とする「性自認至上主義」に基づく論理展開ばかりである。まさに最高裁の暴走である。

2 今回の最高裁決定には、下記のごとき文脈までもあり、批判を免れない。

- ① 「生殖能力の喪失を要件とすることについて、2014年（平成16年）に世界保健機構等が反対する共同声明を発し、また2017年（平成29年）に欧州人権裁判所が欧州人権条約に違反する旨の判決をしたことなどから（決定文6ページ）」
- ② 「性同一性障害者がその性自認にしたがった法令上の性別の取り扱いを受けることは、（中略）個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益である（決定文7ページ）」
- ③ 「本件規定がなかったとしても、生殖腺除去手術を受けずに性別変更審判を受けたものが子を設けることにより親子関係等に関わる問題が生ずることは、極めてまれなことであると考えられる（決定文8ページ）」
- ④ 「そもそも平成20年改正により成年の子がいる性同一性障害者が性別変更審判を受けた場合には、「女である父」や「男である母」の存在が肯定されることとなった（決定文8ページ）」
- ⑤ 「強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の取り扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一（決定文8ページ）」等々である。

3 右の①の、世界保健機構、欧州人権裁判所の判決などを無批判に記載したままであることは、信じがたい。申立人側の主張そのままであろう。

国連の人権機関は、日本に対し死刑制度を廃止すべきと数十年も前から何度も勧告している。それでも、日本は死刑を廃止していない（なお、当連絡会は死刑制度の存否についての意見はない）。違憲だという下級審判決が出

たこともない。死刑制度の違憲性の判断は具体的には刑事裁判の中で争われる。検察官は弁護側に対抗し国民の関心がある中で死刑制度の合憲性を説明し、裁判所が判断する。一方で、手術要件については家裁、高裁そして最高裁でも、検察官も国の訴訟を担当する訟務検事などその他の相手方が居ない。ために、死刑制度の論議と比較して、最高裁は課題に対する真摯な姿勢を失っているのではなかろうか。

最高裁はまた、③の生殖腺機能喪失要件がない場合は「女である父」「男である母」が生じる可能性が相応にあることを知るべきである。従前から女性という性自認を持ちながら父となった方も相応に居るのだから、生殖腺を失わずに性別変更ができるのであれば「父である女」が続々と出現すると予想される。女性から男性へという静岡家裁浜松支部のこの10月11日付審判事例の類型に相当する方の場合でさえ、メディアで報道されている通り乳房切除までもしたパートナーとの間で子を設けた例もある。性別変更が認められていれば「母である男」となる。決して稀なことではなくなる。

④の特例法の平成20年改正は、子の福祉のために、未成年の子がいる場合には「女である父」や「男である母」とはしないままとしている。まして子の出生時点にあっての「出産した母だが男」「生物学的な父だが女」という事態は、まったく段階が違う課題である。

<https://sitakke.jp/post/2613/>



したっけ！
Web 記事



HBC動画
YouTube

4 そもそも、「性自認は女だが書類上の性別は男という食い違いには耐えられないが、トイレや風呂でいつも見る精巣のある自分の体と性自認の食い違いには耐えられる」という事態は、どういうことだろうか。日々見る自らに精巣・陰嚢がある、これからも父となる可能性もあるにかかわらず、書類上の肩書の違和には耐えられないからとして法的女性になることを認めて良いのだろうか。

特例法は、身体違和がきつく固着し、自ら希望して性別適合手術をした人の生活の不便さを考慮して法的性別の変更を制度化したものではなかったか。すでに法的性別を変更している方々が社会で一定の社会的信頼を得て生活しているのは、自ら望んだ手術を終えているからこそであるのに、その前提を欠けば皆の信頼が失われてしまう。最高裁はそれをどう捉えているのか。

まして精巣の除去は卵巣や子宮の除去に比較して実に容易である。精巣を持ったままに、書類上である法的性別を女性に変更することが、どうして上記の②の「人格的存在と結びついた重要な法的利益」と言えるのだろうか。どうして⑤の生殖腺機能喪失要件が「過酷な二者択一」だといえるのだろうか。

身体違和がさほどきつくなき精巣の除去を含めて性別適合手術を必要とし

ない方は、法的性別を変更しようとしなければよいのである。変更せずとも生活に差し支えない社会を作ることこそが重要ではないのか。女性だと認識しいわゆる女性装を日々する人も、排泄は認識からではなく身体からするのだから男子トイレに入ることも相応にある。その際に時に男性から揶揄され、時に暴力を受けることがある。それこそが排除であり差別であろう。法的性別を変更して女子トイレを利用する権限があるなどとする前に、男子トイレで男性からの揶揄・暴力のない状態にすることが重要な人権ではないのか。

はたして、憲法 13 条幸福追求権として、精巣があるままに②の法的女性になることが「人格的存在と結びついた重要な法的利益」として保障されるべきなのだろうか。日本にあって国民的に議論され、社会的に承認された考えだとは到底言えないのではないのか。

5 最高裁は、女性スペースにおける女性らの安心安全という生存権を、いったいどう考えているのであろうか。 女子トイレなどができた背景を考えたのであろうか。

性犯罪は、圧倒的に生得的な男性からの女性や子どもに対するものである。また、性同一性障害であろうとなかろうと、生得的な男性は、体格、身長、筋肉ともに一般に女性より優位にある。強姦事件で妊娠の可能性があるのももちろん女性である。すなわち、女性スペースにあっては、性同一性障害者を含む生得的男性すべてに比較し、女性こそが弱者の立場でありマイノリティである。性犯罪目的の男の一定数は、生殖腺除去を要せず、更に 5 号要件である陰茎の除去もなくなることとなれば、何としても法的性別を女に変更するよう努力するだろう。最高裁は、女性の安心安全という生存権を劣後・矮小化してしまったのである。

あるいは、5 号の外観要件までも違憲とわざわざ記載した 3 人の裁判官のように、共同浴場では身体的特徴によると法律で定めればよいと言うのであろうか。それでは、女子トイレはどうするのか、更衣室はどうするのか、シャワー、病室はどうするのか、刑務所はどうするのか、統計はどうするのか。「法的性別」が曖昧なものとなり概念として混乱するばかりとなる。

6 最高裁は、「性別」を蔑ろにしている。性別は、動物である以上は現生人類が成立する前からある男女の区別である。 血液型や年齢などと同様に生得的なものであり「所与の前提」である。

最高裁は、「性別」を時代と地域で異なる「らしさ・社会的役割」である「ジェンダー」とを混同しているのではないか。どのような「ジェンダー」をまとうかは、それぞれの幸福追求権の一環として自由であり、これに縛られては

ならない。生得的男性がいわゆる女性装や仕草をすることも、その逆もまったく自由である。各個人がいかなる性自認を持とうとまたいかなる性表現をしようと、他者の権利法益を侵害しない限りは自由である。それが、憲法の拠って立つ自由主義であったはずである。

他方、法的性別は、制度の一部であるから、他者に「そのとおりに対応せよ」という強制の要素を持つものである。既に約 13,000 人が生得的性別は変わらないことを前提としつつも法的性別を変更している。特例法はこの 19 年間、特に社会的不安を起こさずに機能してきた。

理由は単純である。法的女性とは精巣の除去、陰茎を切除した人であることが前提となっており、それが性犯罪目的などにより、男性から女性に法的性別を変更する人はまずないというハードルになっていたからである。特例法は、あくまできつく固着した身体違和を解消するために、自らの意思で性別適合手術までした人に対する個別救済法である。制度だから他者に「そのとおりに対応せよ」という強制の要素を持つが、いわゆる手術要件を中核とするからこそ、全会一致で成立した。決して、性別適合手術をするか法的性別の変更をあきらめるかを迫るといった「過酷な二者択一を迫る法律」ではない。

また、この 6 月成立の理解増進法は、いわば「性の多様性」を承認し理解増進をとっているのであって決して「性別の多様性」を認めているものではない。ジェンダーアイデンティティがいかなる者であっても尊重されるが、「それにしがった法令上の性別の取り扱いを受ける権利」を予定したものでは毛頭ない。その第 12 条に「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう」とするなどした立法過程を見れば明らかである。

最高裁は、「性別」というものを蔑ろにして法的性別の概念をもてあそび、性自認至上主義により、安易に「女性」「男性」の定義を変更しようとしているという外はない。

7 このような性別を安易に扱う考え方をとれば、性自認至上主義が先行した国々と同様の混乱を導くばかりである。多く誤解されているが、「ジェンダーアイデンティティ」が食い違おうとするトランスジェンダーのうち、性同一性障害の診断がある人は 15.8%にとどまり（令和元年度厚生労働省委託事業職場におけるダイバーシティ推進事業報告書 105 ページ）、84.2%はこれに入らない。

そしてその診断も 15 分で済ませてしまうクリニックが存在する実態がある。日本精神神経学会性同一性障害に関する委員会のガイドラインに基づいた診断を厳格に実施することこそが重要であるのに厚生労働省の努力は見ら

れず、GID（性同一性障害）学会は2021年5月、特例法の手術要件の撤廃を求めあり様であって、概念の変更問題もあり特例法が性別取り扱いの変更
に直結するにもかかわらずその責任を全うしようとしな

4号の生殖腺機能喪失要件そして5号の外観要件が外れば、文字どおり「男性器ある女性」が続々と登場する、その先には「性同一性障害」ではなく、ジェンダーアイデンティティ（性同一性・性自認）に基づく法的性別の変更が認められる制度があり、やがては決定文中一人の裁判官が何度も言及したドイツにおける性自認至上主義のごとく、裁判所の関与さえないままに法的性別が変更できるとする方向性となる。先に述べた通り性犯罪目的の男や、女性を侮蔑・差別したくその専用スペースを侵害することによって喜びを得ようとする一部の男は、法的性別を女性に変更するよう努力するだろう。それで良いのであろうか。

8 法律を違憲とすることは法の形成過程の一つであって、今回の最高裁決定は、まさに性自認至上主義を大きく伸展させる法律の登場である。 先行する国々では混乱が多々あるのに、日本に周回遅れでこれに従えとするものであって、まったく異常である。

ただし、最高裁の多数意見は今回、4号生殖腺喪失要件を違憲だとして原決定を破棄し、5号要件について事実関係の確認と憲法判断をさせるべく広島高裁に差し戻した。それは、3人の裁判官が5号外観要件をも違憲として自判により性別変更を認めるという姿勢と異なり、高裁に預ける手法による先延ばしであり責任の回避でもある。

最高裁の多数意見が最終判断をしないという逃げの姿勢に至ったのは、私ども連絡会をはじめとする多くの国民が、最高裁に向けた様々な運動を繰り返してきた成果ではあろう。私どもが、性自認至上主義の問題点につき報道が少なく、これに疑義を述べると「差別扇動だ」などと様々な方法で言論を抑圧されながらも、これに耐えて運動してきた意義があったのではないか。

今、国民こそがもの言う機会を得た。政府やメディアが十分な調査と正確な報告を国民に提供し、国民的な議論のうえで国会がよりよい法律を作る、また最高裁を変える機会を得た。

9 女性が、未だ経済的、社会的に様々な不利益を被るのは、性別（SEX）に拠るものであり、決して外見や行動の側面に基づくものではない。 体格、身長、筋肉で男性より劣り、月経・妊娠・出産があることから社会構造的に様々な不利な状況にある。だからこそ、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）第1条は「on the basis of sex」と明記し、女

性の権利の保障を要請している。その趣旨から、同条約の第5条aは「両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。」を、締約国がすべき措置としている。今年のG7サミットのコミュニケにいう「有害なジェンダー規範」の打破もこれに類似する。

しかるに、性自認至上主義は「トランス女性は女性だ」という思想であり、性別（SEX）を基本とした男女の定義を意図的に軽視している。これは明らかな誤りであるが、仮に性自認至上主義を採るのであれば、歴史的に獲得されてきた生得的な女性の安心安全という権利法益などが後退しないように、しっかりとした社会的合意を得るべきであるのに、それを議論しようともせず不公正きわまりない。

10 以上のことから今、私たちは次のとおり提案する。

第1に、政府各省庁は、以下のような調査を行うべきである。

- ・ 先行した国々のここ数年間の状況と動向
- ・ 不特定多数が使用するトイレ、共同浴場などにおけるトラブルの有無、対応状況とその変化
- ・ いわゆる女性スペースにおける国内の刑事事件や女性装がからむ刑事事件の調査
- ・ 性同一性障害の診断の実態と信頼性に関する調査
- ・ 法的性別を変更した人のその後の調査
- ・ 性別適合手術をしたが法的性別を変更していない人の調査
- ・ 性別適合手術はしたくないが法的性別を変更したいとする人がどの程度いるかの調査
- ・ 性別移行を断念または中止した人の調査
- ・ その他、シェルター、代用監獄、刑務所、病院、自衛隊などでのトラブルや運用実態の調査

第2に、メディアは、性同一性障害とトランスジェンダーを混同して議論することは厳に慎み、上記の情報や当連絡会を含め多くの国民のさまざまな見解、情報を報道し、また国民が自由に判断できるように意見の異なる者の間での公開討論の機会など用意すべきである。

第3に、国民はそれらに基づいて、すべての人に人権があることを念頭に置いて、先入観にとらわれることなく自らの意見形成に努めるべきである。そのためには、差別者とは話さないなどと言って論者が議論を拒否する姿勢

のまやかしを知り、言論の自由な市場が確保されなければならない。

第4に、各政党は、当連絡会を含め多くの国民のさまざまな意見を聴取し、党内でも自由に議論して方針を定めるべきである。

第5に、それら議論にあっては、女性は、性別（SEX）に拠ってこそ未だ経済的・社会的に様々な不利益を被っていることを前提として認識すべきである。それにもかかわらず、法的性別が生得的性別とよりかけ離れたものとしてよいものか、そうならば、また女性スペースや、男女の実質的平等をめざす様々な措置、統計、スポーツなどの場面で混乱していくことを認識すべきである。

第6に、国会は、4号生殖腺機能喪失要件はもちろん、5号外観要件（特に男性の陰茎につき）は尚更に決して急ぎ削除などを検討すべきではなく、上記に基づいて慎重に対処すべきである。5号要件は決して違憲判断が示されたものではない。

国会はまた、生得的な性別に基づく区別が差別にあたらないことを明確にする法律を成立させるべきである。特に、性犯罪は圧倒的に生得的男性の女性、子どもに対するものなのであるから、避難場所である「女性スペースを守るための法律」を早急に成立させるべきである。

第7に、この裁判を差し戻された広島高裁は、早期に本件の判断をすべきではなく、様々な調査結果と国民的な議論の行方をよく見極めるべきである。国から参加申出があったときは直ちに認めるべきである。

第8に、そのためにも国は、これからでも法務大臣権限法と家事事件手続法に基づきこの裁判に利害関係人として参加すべきであり、仮に法律上どうにも参加できないとするならば法の欠陥であるから直ちに改正をして参加すべきである。

第9に、国民は、次の衆議院議員選挙における国民審査において、この15人の裁判官につき4号生殖腺機能喪失要件につき違憲とする大きく間違った判断をした以上は、罷免させるべきである。

第10に、内閣は、最高裁裁判官に定年等で欠員が出たならば、このような「性自認至上主義」に嵌っていない方をこそ指名すべきである。

日本の主権者は我々国民である。それにもかかわらず国民的な議論がなされないままに、申立人側の主張立証のみでこのような違憲判断が下されたことは、極めて異常である。いかなる法律も、すべての国民の権利法益を守るために作られ運用されなければならない。国民間の権利法益が衝突するときは十分な調査と議論のうえで調整が図られなければならない。最高裁の暴走は許されない。

以上をもって、声明とする。

諸団体の「女性スペースに関する法律」などを求めるメッセージと紹介

女性スペースを守る会

共同代表 山田響子、同 森谷みのり、同 野神和音

性同一性障害特例法の4号（生殖腺欠如要件）を違憲とした最高裁決定により、日本の女性の人権は大きく後退した。ただでさえ女性差別が酷く、性犯罪の量刑が非常に軽いこの国で、性別適合手術すらせずに男性が戸籍上の性別を女性に変えられる、という所まで、あと一步になってしまった。もしこのまま5号（外観要件）も違憲となり、手術を受けていない男性でも戸籍上の性別を女性に変更できることとなれば、トイレ・更衣室・浴場等の女性スペースに入ることを認めなければ差別、ということに当然なるだろう。

女性スペースの安心安全という最低限の女性の生存権を守るために、「女性スペースを守る諸団体と有志の連絡会」が提示した、特例法の改正案、女性スペースに関する法律案、女子スポーツに関する法律案の制定を強く求める。

—2021年9月18日成立、その趣意書に賛同する市井の女性を中心に集まった団体。賛同者は3200人ほど、うち約600人はレズビアンを中心に様々な性的少数者である。

<https://womens-space.jp/> https://note.com/sws_jp



性同一性障害特例法を守る会

代表 美山みどり

今までは、特に男性から女性への性別移行者にとって、手術要件こそが立場を守る盾となっていた。戸籍性別が女性であれば男性器がないことが保証されるからだ。10月25日の最高裁決定はその前提を覆すきわめて過激な判決だ。

性別は身体である。特例法は要件を満たす性別適合手術済の者を例外的に逆の性別に見なすだけである。性自認は主観でしかないから、外部からは客観的には判断できない。性同一性障害には医療モラルを欠いた一日診断さえも横行している。それならば、これを「司法の暴走」と言わずして何か。特例法から客観的な判断基準がなくなるなら、女性の安全を守るためには陰茎の有無を明記した法律をつくるしかない。

—2023年7月10日成立の性同一性障害の当事者の集まりで、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を守っていくことを目的として作られた。「性別を自己決定できる」いわゆる「セルフID」は当会の要求ではなく、医学的な根拠と社会的な合意に基づいた特例法こそが当事者に必要である。移行中の当事者の立場など配慮すべき問題はあるが、女性の権利を尊重しつつ、それと共存する社会を目指している。現実的な法運用の場面でも「性別移行条件の緩和」を許さないように、引き続き訴えていく。

<https://gid-tokurei.jp> https://note.com/gid_tokurei



白百合の会

代表 森奈津子

すでに、レズビアン・コミュニティ（バーやサークル等）は「性自認は女性で、性的対象も女性なので、私はトランス女性レズビアン」と名乗る身体男性たちによって荒らされ、一部は壊滅状態です。自称トランス女性レズビアンからレズビアンに対する性犯罪も起きています。これでは、性的少数者の女性は、安心して同性と交流することすら不可能です。今後、孤立も深まることでしょう。「体は男性である法的女性」を生み出し、女性を抑圧する法改悪には、強く抗議いたします。

—LGBT活動家に批判的な2021年11月7日成立の当事者グループ。各自が身軽に自由に動けるよう、連絡網だけで活動。その名称はトランス女性も仲間としてリスペクトする想いによる。

<https://note.com/morinatsuko>



平等社会実現の会

代表 織田道子

女性の殆どが一生のうち何らかの性被害にあっていて、加害者は圧倒的に男性です。被害者はトラウマから、わずかでも男性を感じてしまう人には加害の可能性が無くても恐怖で体調を悪くすることがあります。経産省トランス女性の女子トイレ裁判最高裁（勝訴）での裁判官の指摘に「女性職員に対して過度の配慮」がある「女性たちの不安を払拭する研修」が必要とあったが、これは被害者や全ての女性への『心理的暴力』になります。

性暴力の不安や恐怖は『女性のせい』ではなく、加害をする男性のせいですから女性の「研修教育や慣れ」では解決しません。女性差別禁止法も無くジェンダー指数の低い、男女不平等な日本社会で生き辛さをかかえる女性たちに圧力をかける「女性差別」が加えられてしまったのです。社会に蔓延する見せかけの平等を公平に見て、平等社会の実現を目指し疑問を精査して社会に訴え続けたい。

—1983年に設立し40年目を迎えるアジアで最初の性暴力被害者支援団体である「東京・強姦救援センター」の創始者・相談員らにより、2022年3月29日成立。約1万5千件の相談（性的マイノリティの方々を含む）経験をもとに、性暴力被害者の現状・不安と「性自認」優先による弊害について発言している。

性暴力被害者の会

代表 郡司真子

男性器に恐怖を感じるのは、「無知による根拠のない不安」ではありません。私たちは、事実と研究成果に基づき、トラウマの追体験を強いられる差別と女性スペースで性犯罪が実際に起きていることを問題視しています。また、イギリス、スウェーデン、アメリカでは、発達特性と性自認の揺れに関する研究成果から、行きすぎた性自認至上主義を否定する動きが活発化しています。日本では、発達特性ある人の思春期青年期の性の違和感や性自認の揺れ、逆境環境、子ども期の性暴力被害からの性自認の揺らぎについての研究がまだ進んでいません。性自認の自称だけに頼る性別の決定は、あまりにも不安定で危険です。このままでは、性犯罪加害者のなりすましを防ぐことが困難です。性暴力は1件も起きてはいけない、セキュリティに穴をあけてはいけない、女性と子どもの安全を守って下さいと言いつづけます。

—性暴力被害者による任意団体 2022年3月8日成立 性暴力被害者に冷たい司法や社会を変えるために運動している当事者団体です。サバイバーが性暴力や二次加害につき被害者視点からの法整備と対応、アダルトビデオ出演被害防止・救済法審議、グルーミング罪創設、不登校特例校のつどい性暴力二次加害問題などに取り組んできました。

<https://reliefkids.wixsite.com/victim-surv>



女性の権利を守るトランスの会

事務局長 森永弥沙

女性保護法を作りましょう。まずそれが第一です。

—2021年12月21日成立の性別不合当事者の会を前身とし、2023年10月名称変更。

①既存の性別二元論を崩さずに、男性中心主義の社会構造を批判し、女性と共存共栄する。
②行き過ぎたLGBT活動を批判しつつ、GIDの常識的な範囲の人権保護と社会適合を訴えることを理念とし、代表を置かず、会員賛同者みな平等に活動している（女性は顔出ししにくいので男性陣が前に出てはいる）。

https://note.com/ts_a_tgism/



あとがき

当連絡会は、理解増進法が問題となった2021年から次々とできた様々な立場一市井の女性、さまざまな性的少数者そして識者一の者らの団体や個人が次第に集い、2023年7月14日に成立しました。**女性スペースの安心安全、公平性を守ろうというただ1点での集まりです。**その他の様々な課題はもちろん、同性婚制度についてさえ考えを異にしている、集っています。

ここ至るまでの連絡会や前身の動き、2023年に成立した理解増進法や最高裁の2つの判断などは末尾で紹介のURLのとおりです。

「性自認至上主義」は、欧米から始まりWHO、国連の人権機関をはじめ、日本でも多くのマスメディアや司法界、一部の財界を中心に広がっています。論者らは、疑問を言うこと自体が「差別だ」として糾弾し、各界から放逐しようとするばかりです。

この間、最高裁と各党に向けた署名活動などに、実に多くの人の協力がありました。ありがとうございました。深く御礼申し上げます。

この冊子はその活動への寄付金や、女性スペースを守る会などへの寄付金があってこそ作成することができました。今後は、この冊子などをすべての国会議員や各所に配布・郵送する、もちろんロビイング活動もしてまいります。費用がかかります。引き続きご指導、ご支援を頂ければ幸いです。

自然科学に反した「性自認至上主義」という思想運動は、やがて確実に崩壊していくでしょう。排泄は「認識」ではなく「身体」の生理現象です。スポーツも「身体」で行うものです。

私たちは、その崩壊までの間、子どもや女性をおそう悲劇と社会の混乱を極力おさえたいと考えています。また、この思想運動が崩壊した後には、極端な揺り戻しによって性的少数者への迫害が予想されますから、その悲劇も止めないといけません。

日本はその文化的背景から、この思想運動では周回遅れとなっていました。その日本がこれからこの思想運動に染まっていくことは、何としても止めなければなりません。

2023年11月28日

女性スペースを守る諸団体と有志の連絡会

差別解消・理解増進法案に関する 2023 年 3 月 16 日付共同要請書
https://note.com/sws_jp/n/n715106b13f00



「性自認」の法令化に反対する 5 月 1 日付識者の声明
https://note.com/sws_jp/n/nac5289a1ba60



連絡会関係者も参考人として出た 6 月 15 日参議院内閣委員会の議事録
https://note.com/sws_jp/n/ncd4419028c6d



2023 年 6 月 16 日に成立した L G B T 理解増進法
https://note.com/sws_jp/n/ncd4419028c6d



L G B T 理解増進法の成立についての 6 月 18 日付声明
https://note.com/sws_jp/n/n567360cd1e58



経産省トイレ裁判と手術要件についての 7 月 25 日付声明
https://note.com/sws_jp/n/n785e2456830a



8 月 10 日から 10 月 23 日までの、署名運動の報告（メッセージとも）
<https://voice.charity/events/534>



手術要件についてのわかりやすい漫画チラシ
<https://gid-tokurei.jp/pdf/comic.pdf>



現行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は
本書 24 ページにあります。

特例法 4 号違憲の最高裁決定を受けての 10 月 30 日付声明は
本書 29 ページにあります。

特例法 4 号生殖能力喪失を違憲とした 2023. 10. 25 最高裁大法廷決定
<https://x.gd/M4HrM>



いわゆる経産省トイレ裁判の 2023. 7. 11 最高裁第 3 小法廷判決
<https://x.gd/OHGkK>



この小冊子は無料で配布しております。冊子の制作費や郵送費については、全て皆様からのご寄付などによって賄われております。どうぞ積極的に勉強会などで使用したり、皆様の地方議員などへと広めてください。

無料配布のご希望は、下記「女性スペースを守る会」までお申し込みください。また、この小冊子を使って連絡会主催の勉強会も随時行っております。併せてお申し込みください。

トランス女性は「女性」ってほんと？ —女性スペースを守る法律を！—

2023年12月11日 初版 第1刷発行

2023年12月13日 初版 第2刷発行

2024年2月1日 第二版第1刷発行

2024年2月11日 第二版第2刷発行

著者・発行 女性スペースを守る諸団体と有志の連絡会

〒242-0021 神奈川県大和市中央2-1-15 5階 大和法律事務所内

F A X : 050-3385-4669

メール : contact@womens-space.jp もしくは info@gid-tokurei.jp

寄附口座（担当の2団体）

① 埼玉りそな銀行 ふじみ野支店(674) 普通 0852451

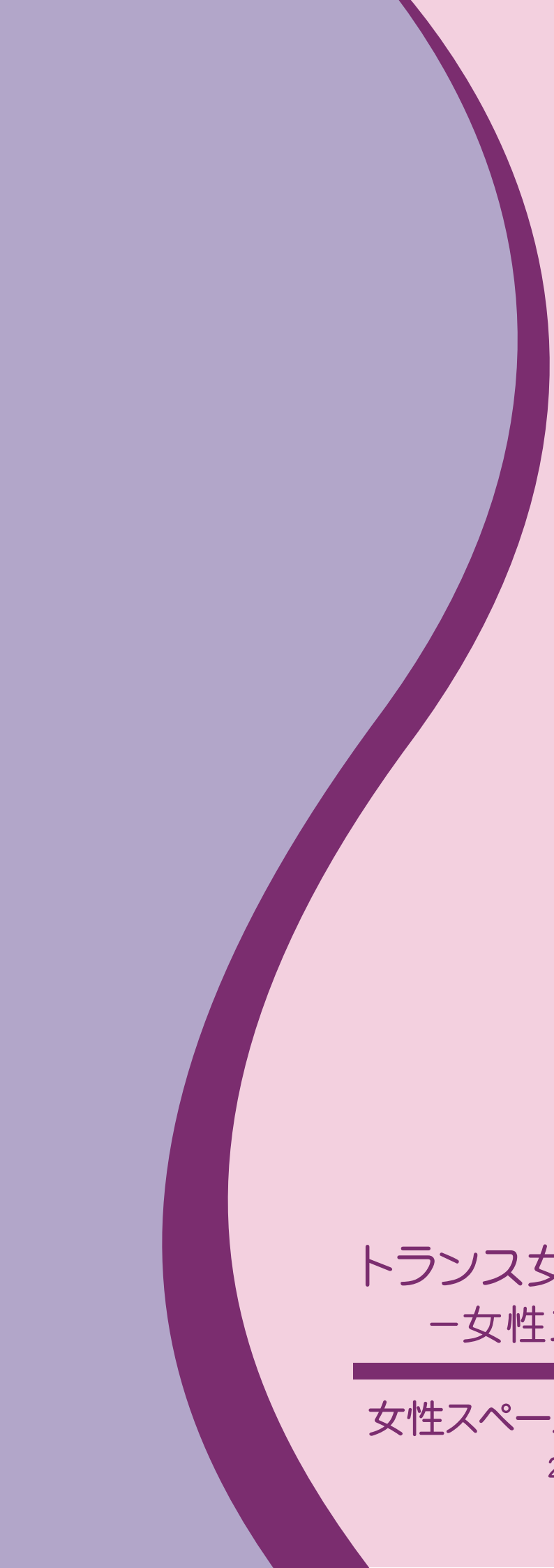
「女性スペースを守る会 LGBT法案における「性自認」に対し
慎重な議論を求める会」

② 三井住友信託銀行 難波支店(220) 普通 0168884

「性同一性障害特例法を守る会」 セト`ウヰ池イヨカ`トル休オマモカイ

©2023 女性スペースを守る諸団体と有志の連絡会

ISBN 978-4-600-01391-2



トランス女性は「女性」ってほんと？
ー女性スペースを守る法律を！ー

女性スペースを守る諸団体と有志の連絡会

2024年2月 第二版 発行